



平成 23 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社 アグレックス  
代表者名 代表取締役社長 上野 昌夫  
(コード番号 4799 東証第一部)  
問合せ先 常務執行役員 総務部担当  
中村 勤  
(TEL. 03 - 5321 - 9561)

## 取締役に対するストックオプション（新株予約権）の発行内容に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 7 月 29 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条に基づき、当社の取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

取締役の報酬と当社の業績や株式価値との連動性を一層高め、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクを株主の皆様と共有することにより、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を一層高めることを目的として、当社取締役に対し、株式報酬型ストックオプションを発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の名称

株式会社アグレックス 2011年 新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

##### (2) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当社取締役4名 新株予約権 166個

##### (3) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 16,600 株とする。

なお、当社が株式分割、または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合およびその他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。

##### (4) 新株予約権の総数

166 個とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は、100 株とする。（ただし、上記（3）に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）

(5) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの金額

新株予約権の割当日において、次式のブラック・ショールズモデルにより、以下の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に、付与株式数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第246条2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、取締役が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。

なお、新株予約権は取締役に対する報酬等として付与するため、有利発行には該当しない。

$$C = e^{-dt} S N(d_1) - e^{-rt} K N(d_2)$$

ただし、

$$d_1 = \frac{\ln(S/K) + (r - d + \sigma^2/2)t}{\sigma\sqrt{t}}, \quad d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

① 1株当たりのオプション価格 (C)

② 株価 (S) : 平成23年8月19日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

③ 権利行使価額 (K) : 1円

④ 満期日までの残存期間 (予想残存期間) (t) : 7年

⑤ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

⑥ 配当利回り (d) : 当社普通株式1株当たりの配当金 (過去12ヶ月の実績配当金) ÷ 上記②に定める株価

⑦ 株価のボラティリティ (σ) : 平成16年8月10日から平成23年8月19日までの週次の株価情報を用いて算出した株価変動性

⑧ 標準正規分布の累積分布関数 (N(·))

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使目的となる株式1株あたりの支払金額である1円に、上記(4)に定める新株予約権1個あたりの付与株式数を乗じた金額とする。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

平成23年8月20日から平成48年8月19日までとする。

(8) 新株予約権の権利行使の条件

① 本新株予約権の割当てを受けた者 (以下「新株予約権者」という。) は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。

③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の取得事由および条件

① 当社は、新株予約権者が上記(8)の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

③新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(12) 組織再編時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存する新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的となる株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記（7）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（7）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の権利行使の条件

上記（8）に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

上記（10）に準じて決定する。

(13) 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(14) 新株予約権の割当日

平成23年8月19日

以上